

都市・環境常任委員会

(平成29年9月15日)

○ 中村久雄委員長

おはようございます。常任委員会、1日一つだということでしたけれども、4日目に入りました。

非常に、委員会運営のまずさということを反省している次第でございます。皆様には多大な迷惑をかけたかなということをおもっております。

それでは、きょうはまず、昨日に引き続きまして、議案第16号の四日市市公共下水道条例の一部改正、これはもう採決は済んで審議は終わっておるわけですが、附帯決議をつけるかどうかというところの審査の途中で、委員長としてまとめる時間をいただきましたので、昨日は、初めてインターネット中継をイヤホンで聞きながら、議事録を起ししながら考えさせていただきました。

ということで、まず、私のほうから報告をさせていただきます。

議事の中で最後、後段のほうで中森委員のほうから、水洗化率が全国平均及び類似団体に比べて低いというところ、汚水処理というのが市民の方に全額負担を原則としていることですが、使用料が高額になるために資本費回収率をどのぐらいに置くのか、また、一般会計の繰り出しをどう置くのかという中で、今回の改定案が示されたということと、市民の皆様に対するポイントとしては、水洗化率が仮に100%になれば、今回の目標の資本費回収率相当部分になるために、これも市民の皆様の協力をお願いしていかないと。そのために、100%に近づけるために補助制度をやったり維持制度、または集合住宅のオーナーさんへのアプローチができる材料等を制度にすることが必要であると。

そして、実態調査を従来にない細かさでやっていただくということは、理事者の皆さんには、もうこれは担保されているというふうに思っていると。でも、そう言いながらも、場合によっては、委員会の中で附帯決議をお願いすることもありかなという発言があったことは事実です。

その後、川村委員のほうから下水道事業のあり方の資料について質疑があり、公費負担することの必要性というのが国の制度は変わっているのかという質疑で、変わっていない、一般会計からの繰り入れは各自治体に任されているというふうな答弁をいただいたところでございます。

ここで、皆さんからの意見は出尽くしたというところで、討論に入りました。討論が、

反対の立場からまだまだすべきことがあると感じた。水洗化率の向上はまだまだ不足していると思う。今回の上げ幅がm³当たり40円しか示されていない。この根拠に乏しい。これも市民の負担が大き過ぎる。

また、汚水は私費で賄うとしても、投資資本というのはこれから下水道を接続する方々の税金投入にも係ってくるので、示されていた30%の人の税金を不公平にいただくということは当たっていないんじゃないかと。これからの多くの人にもこの税が回ってくるというふうに考えるということで、反対の討論がありました。

その後、その反対討論は1件だけで採決に入ったわけであります。その採決は、皆さんご承知のとおり、賛成多数で可決ということで、この議案第16号四日市市公共下水道条例の一部改正については可決ということになったと。

その後、採決はこれで確定したわけですがけれども、伊藤委員のほうから中森委員の質疑の中で、委員会の場がいいのかわからないが、どこかで附帯決議になるものか委員長報告なのかかわからないけれども、委員会の意見を出して、上下水道局に対する担保なるものについて考えてもいいのではないかという意見があって、皆さんに伺ったわけですが、そこで私のほうから、今までの議論は市民の理解が得られていないということであったり、下水道接続を100%に近づける努力というものを課して、そういう皆さんの意見を盛り込んだ委員長報告を出したいというところで、それを受けて樋口委員のほうからこれははっきりと、私は附帯決議をつけさせてもらってもいいのではないかと。時間を設けて提出するので、附帯決議について諮ってもらいたいという発言がございました。

そこで、休憩をとろうかということもちょっとあったわけですが、中森委員のほうから、この委員会として附帯決議をつけて可決したという意思を示すということで、正副委員長で案をいただいて、この委員会で後刻時間をとってやったらどうだということで、たたき台をつくってほしいというような話があって、事務局のほうから附帯決議は可能やと。後刻、委員会の中で、例えばたたき台のようなものを用意しますというふうな云々のことがありましたが、考えたれば、正副委員長から出すのはちょっとおかしいということで、委員の皆さんから出していただけるような議論のまとめということで提出させていただいたものが、皆様のお手元にある主な意見ということの箇条書きされたものです。この委員会での主な意見のまとめ出して附帯決議を提案していただきたいということでしたけれども、それで、昨日、都市整備部所管の審査を終えた段階で、上下水道局の条例改正に係る附帯決議について時間をとったと。そうしたところ、議事運営のまずさはさることながら、

採決後の附帯決議の是非について見解が分かれて、再度時間をいただくことになったということで、きょうに至っているということになります。

この平成19年の都市・環境常任委員会において付された附帯決議、これもくしくも、やはり公共下水道条例の一部改正についてと同じことなんですけれども、こういうふうな例もありますよというところです。

委員会運営を振り返ってみますと、今回のここまで来た要因は、中森委員の、場合によってはという発言があったことから、討論の前に私のほうで附帯決議の提案の有無の確認をとるべきだったなというふうに反省しています。それをなしに討論に行ったと。

また、あるいは採決後であります、伊藤委員からの発言で私の委員長報告に盛り込むことを発言したところ、樋口委員から附帯決議をつけさせてもらいたいという明確な発言があったときに成立する時間をとってもよかったのかなと。

また、あるいは正副委員長より附帯決議というか、意見のまとめを示していただきたいということで、13日にお出ししたと。皆様から改めて提案いただきたい旨を伝えたところ、昨日の、皆様から文書にての附帯決議案を提案されることなく、委員会での主な意見のまとめの文章修正でよしとしようとしたことがまずかったかな。改めて文章で提案をいただくように丁寧に審議を進めるべきだったということを反省しております。その辺は深くおわびしたいと思います。

現時点での問題は、採決後に附帯決議を諮っていいのかと、この平成19年の例も示させていただきましたが、公正、公明な議案審査を行ってきた四日市市議会も、これはもう10年近くたって成長していると、それは我々も自負するところであります。

よって、委員長としては、この議案第16号四日市市公共下水道条例の一部改正についての審査を付託されました当都市・環境常任委員会としましては、この改正案については、水洗化率を100%に近づけるため、集合住宅のオーナー云々のところ、やっぱり実態調査をしっかりとすると、そして公共下水道条例の改正について市民に対して深く理解を得られる努力をするということを、しっかり委員長報告に盛り込んだ形で、当常任委員会で討論もあり、挙手により採決を行い、可決に至ったというところを委員長報告に盛り込んで、審査の経過と結果を議長に報告したいというふうに考えています。

また、その上で、議案審査ですので、本会議の場で、この委員長報告をよしとされるのか、さらに上下水道局の努力を担保する附帯決議が必要とされるのか、また、あるいは、まだまだ市民の理解が得られないと否決されるのか、我々の審査をもとに全議員に判断を

委ねたいというふうに考えております。

皆様のご賛同をぜひいただいて、今8月定例会議会の都市・環境常任委員会の審査を閉じさせていただきたいというふうに考えております。いかがでしょうか。

○ 伊藤修一委員

ちょっと確認ですが、委員長報告にどういうことを盛り込もうとされるのか、確認の意味でもう一度ちょっと説明だけお願いできますか。

○ 中村久雄委員長

先般、皆様にお示しさせていただいた、委員会審査で出された主な意見、1、下水道使用料改定に当たっては、収益の確保及び受益者負担に係る公平性の観点から水洗化率の向上に向け、次の事項について早急に取り組むことということで、(1)未水洗家屋に対して公共下水道に接続する上で支障となっている理由などについて、全戸を対象とした調査を行っていただきたい。(2)調査結果を分析の上、水洗化率向上に向け、集合住宅に係る対策など実効性のある取り組みを実施することと、2、下水道使用料の改定に際し、市民に対し次の事項について説明を行い、理解を求めてほしい。(1)下水道使用料の値上げに係る理由及び必要性などについて、わかりやすく説明すると。この(2)も言います。下水道事業の財源の内訳についてわかりやすく説明するとともに、使用料改定が市税繰り出しの圧縮につながり、一般会計の施策への充当が可能となる旨説明を行うことを、強く意見として出して採決に至ったという委員長報告にしたいというふうに考えています。皆様の意見を尊重した形にしたいと思います。

○ 伊藤修一委員

もう一つ伺いたいんですが、採決後、委員会の中で委員の発言があったことに対しては、委員長報告にはどういうふうに扱われるんです。

(発言する者あり)

○ 中村久雄委員長

流れを委員長報告に盛り込むこともできますよね。今、私が説明した内容の概略を委員長報告に盛り込んでいきたいというふうに考えます。

そういう中で、採決後の附帯決議の提案の是非の中で、もう意見が全く分かれてきたと。見解の相違であって、こういう流れで委員長報告ということでお願いしたということも書くべきかな、というふうに考えています。

○ 樋口龍馬委員

過去、審査の前に附帯決議を付すのか、審査の後に附帯決議を付すのかという議論は、我々も在職のときにもんだ話ですよ。だから、ここにみえる三木さんと豊田さん以外はその議論の中にいたわけで、その流れの中で、採決をとったものについての附帯決議を付すということで確認がされていると思うんです。

そのルールを、今回曲げているように私は感じるんだけど、それは委員長の整理がどうなっているのか、もう一回説明していただいてもいいですか。

○ 中村久雄委員長

先ほども説明したとおり、委員会の中で討論に入る前にしっかり確認をしなかったという部分がまずかったかなというふうに、一番考えています。だから、その採決が附帯決議がつくという前提の採決なのか、附帯決議に関しては提案がない時点での採決だったという部分で、ここが今回の見解の相違できょうに至った理由だと思いますので、中森さんのあの発言をもって、私がしっかりと確認をしなかったという部分が、今回の大きな間違いだろうというふうに捉えています。

○ 樋口龍馬委員

委員長が泥をかぶってよしという話でもないと思うんですよ、僕は。今までの予算全体会の中でも、中森委員の今回の発言の程度の形で、附帯決議の確認がなされたかどうかという部分を除いては、附帯決議をつけたいという表明ですかというのはよく全体会で予算委員長が聞いたりしますよね。それが、あったかなかったかという話の中で、議事運営上の問題で入っていた委員全員がそこを失念していたからあかんのかという、道義的な話だと思うんですよ。

会議運営上の規則で、附帯決議を付するというものを踏っていなければ採決に入れない

という会議規則はあるんですけど。事務局に確認です。

○ 田中議会事務局議事係長

事務局、田中でございます。

そのような規則はございません。

○ 樋口龍馬委員

前例になると思うんですよ。これはそれでええのかなと。私は別に今回これで附帯決議がついたからって何ら会議規則に違反しているとも思わないし、中森委員の表明は附帯決議を付するという表明にも自分は捉えていたし、これを捉え方だというふうに言ってしまうと、それでいいんですか、会議体として。私は非常に、委員長がどうのこうのではなくて、この会議体の良識が問われているじゃないかなというふうに思うんですけど。

○ 中村久雄委員長

ですから、そのこのところをはっきりと確認しなかったという部分が今回のこの混乱の要因で、議事運営のまずさだったというふうに思っています。その中で、ここまで来た時点で、附帯決議をつけるタイミング——以上で意見は出尽くしました、討論に入ってよろしいかという確認はしたんですけど——という部分の確認はなかったということですよ。

○ 諸岡 覚委員

ずっと話の流れがあって、今こういう結論になっておるわけだけれども、例えば今ここで、誰かが明確に附帯決議をすることを求めるので採決してくださいと、今ここで誰かが依頼した場合、委員長はそれでも拒否をされるということですか。

○ 中村久雄委員長

そういう部分で、そういう採決の段階で附帯決議を、はっきりと附帯決議をつくつかんと、はっきりと言うような表明やったり確認がなかったことで、今回こういう事情になってきたと。

今までの四日市市議会の中でこの平成19年のやつありますけれども、そこから成長している部分という中で、はっきりと今の議事運営の中でそういう附帯決議のタイミング等々

がはっきり書かれていなかった部分、今回の都市・環境常任委員会での私の運営のまずさという部分ですけれども、それを例に、どこの場面でこの四日市市議会が今後これをどういうふうに捉えるのか、樋口さんが前例とおっしゃいましたけれども、こういうことがあって見解の相違で分かれることの、これからのスムーズな議事運営のためにどうしたらいいのかというのをどこの場所で諮っていただくのか、私の口から言うことではないと思いますけれども、そういう場面として四日市市議会の一つの経験値になっていくのかなというふうに考えています。

(発言する者あり)

○ 中村久雄委員長

附帯決議の表明があったことについて、私としたら、これはもう委員長報告でこの常任委員会は閉じさせていただきたいというところでございます。

○ 中森慎二委員

会議規則で、議案を可決してから附帯決議の部分について付すか付さないかということがルール違反でもないということは、事務局も明確に言っている中で、委員長の、今回の都市・環境常任委員会のその議案に関する前後の運営については、今おっしゃったのは、より丁寧な委員長としての采配があったらよかったという理解でしか我々は受けとめていないですよ。別にルールに違反しているわけじゃないわけだから。

だから、議案は可決されましたと。それによって否決されたら附帯決議なんて必要ないわけなのでね。可決された前提において、委員の皆さん方から附帯決議を付すべきだという提案があったわけですから、それを粛々と諮っていただくのが委員長の仕事じゃないですか、ルール上に基づいて。

それで、いや、過半数の人が必要ないと言うのであれば、それは委員会としての結論がそこにあると。だから、何も難しい私は話ではなくて、ただ事務的にそれを委員長として采配していただければいいと。

だから、さっきの経過の中の話は、より委員長としては丁寧に採決の前に、そういう附帯決議について、どういうふうな考えですかというのは聞いてもらうのも一つあったかもわからない。

だけど、それがないことが決定的な委員会運営の間違いではないという話ではないわけなのでね。今ここに附帯決議の提案をし、委員会として諮ってほしいという要請が委員から出ておるのであれば、それは委員長は諮るとというのが委員長の仕事だと私は思いますよ。

○ 川村幸康委員

今、中森さんが委員長不信任と言うなら、それもそれでありかなと思うし、その前に言わせてもらおうと、きのう、おととい、事務局から附帯決議をつけるなら出してほしいといっけて出てきてなかったのが現実やで、きのう。だから、それ言ったのに出てきていなかったんやて。

前も予算委員会で何度でもあったんやけど、この附帯分、誰や出てきていないんやったら切って、あなた受けつけなかったよ、一遍、私らが。口頭ではあかんと言って。だから、自分のご都合主義はあかんというのに。何を言っておるのや。

事務局がきのう、おととい、横着やで、附帯決議を正副委員長案で考えて出してこいっけて。提出する人が出すのと違うけ、聞いておれば。ちょっと待って、発言しておるのやで。

ほんで、次の日や。田中さんが言ったよな。提出する人は文面で附帯決議を出してほしって。出てきていないやん。現実やんか、それが。出てきていないのに、どうするんやということになって、きのう見解の相違になったんや。きのう附帯決議切るというのを、あの場であれしたんや。今までそんなこと市議会していないよ、附帯決議は。きちっと文章で提出する人が出してくるということになっていたやん。

ほんで、結論として来たのは、そうしたら1日相置いて、正副委員長で一度スタイルを出せだと。そこへ来ておるのに、もう一遍そうしたらゼロやったら、これから何でも附帯決議いいのやで、そうしたら何でも、そうしたらもう一遍附帯決議の文面の案もきちっと提出されて、案として出てきて、そうしたらまたそれも質疑をして、そうしてどうしましょうかという話やん。これならこの附帯決議はどうなんやと。市民にわかりやすくというのはどういうことを指して市民にわかりやすくやと。それで諮るべきやろう。だから、そこが全然違っておるのに、それならもう何でもありやで。

だから、予算委員会の場合を伝えるわけじゃないけれども、ほぼ今、四日市市議会の中では、採決をとる前に修正か、もしくは附帯を付すかという言葉だけは決めておるはずや。そして、もし修正なら修正案を出して、附帯なら附帯の案に対してもそれは議員間討議で質疑するはずやん。それを田中さん、きのう、おととい言っておるはずやん。出してくれ

って、私も聞いていたもん。

それにもかかわらず出てきていないんやで、ちょっと横着やわ。提出もしていないのに、それで今から出すって。だから、おかしいんやというのに。だから、そもそも、委員長が一番反省して言われておるのは、あのときにきちっと書類の確認をしておけばよかったという話なんやわ。

そうやけれども、提出がなかったんや、提出がありませんでしたので附帯決議は私らはないと思っておる。正副委員長案ではまずいので、これは参考資料やと、意見が出た。提出する人は出してほしいって。じゃ、また、これ出なかったが、後をもう一遍こんなのやれというのは、それは逆に言っておるほうがおかしいって。やぼやわ。

それは多数決やで、委員長不信任を出すなら出すやわさ、それは。附帯決議をそんな正副委員長で書いてこいとか、そんなの自体も少しやっぱりそれは乱暴やもん、やり方として。そうやで、事務局に俺言ったんやもん。正副委員長にそんな出せよと言っておる人、むちゃやでって言ったんだよ、俺は。これ、おかしいでって言って。提出はやっぱり附帯決議を出したい人が出すもんやでって言って。出してくれって言っても、出ていなくて、後で出しますわって。だから、きのう私言ったやん。それなら、初めからもう一回門前払いはせーへんのやで、附帯決議は本会議でもつけれるんやで、それなら本会議でつけるという道もあるんやでということ。

そこがポイントと違うかな。今回の件やと多分、契約を結んだ後、特約の条項をつけまっせという話なんやさ。そうやったら、その特約は何なのということを知ったら、採決、契約内容を結ぶか結ばんか変わるやん。だから、それが何度かあったもんで、契約を結ぶ前にその特約はどんなんなん、こんなんなんというのは必ずもんでおったはずやん。通った後、附帯決議をつけるというのは当然そういう事務整理にはなるけれども、四日市市議会としては、そここのところの部分採決をとる前に予算委員会でも理事会を開いたり何かして、事前に修正もしくは附帯をつけたいなら出される方、議員が出してくれということのルールでずっと来ておるわけやでさ。

したら物の本には、それは採決をとった後でも、附帯決議は付けれるかルールに書いてあるのかと言ったら書いてないけれども、市議会のやり方としては、それで今まで来たと思っておるもんで、私は。そして、附帯決議に対しては、どういう効力とどういう内容が含んでおるのかという質疑も、きちっと時間をとってやっておったわけやで。それを今さら、今度はそうしたら通ったんやったらその後附帯決議をつけよう、附帯決議も出すでと

いう話は何でもありやと、そっちのほうで俺は、逆に今までの、今後の流れとは違うと思っておるで。それは、せっかく今まで議会が、ある程度いろんなことを試行錯誤しながらやってきたものやと思っておるで。

そんなルールといったら、もう議会改革なんか何にもならへんやん。何でもありやもん。物の本にはそこまで細かく書いていないけれども、一つのスタンダードをずっと変化しながら、俺はつき合ってきたと思っておるでな。それをそんな今さら、諮らな委員長不信任やんで、そんなばかなことあらへんわ。

○ 伊藤修一委員

別途改めて、この附帯決議については協議をするというような認識で思っておるところは、皆さん大体一緒やと思うんですわ。改めてやるということの結局その意味というのは、まだ附帯決議を付すべきかどうかという協議自体も委員会としてのやっぱり意思決定なり考えも、まだ十分に協議ということがなされていない段階では意思決定が図れないと。

だから、皆さん一人一人にやっぱり附帯決議をつけるかつけやんかの意思の表明とか、それから考えとか、そういう表明する機会があって協議ということに、次の段階へ移っていく。

だから、改めて、この附帯決議については、別の時間をとるというところでスタートしたというか、切りかわっておるというところが一つの考え方のもとにあるというのと、もう一つは、ルールとしてそれがどうなのかということの意味は、委員会としてもやっぱり考え方は持つべきじゃないかなと。

だから、どういうふうな判断基準はやっぱり委員会としてはやったのかという、そういうことの意味だけはやっぱり協議は要ると思う。

○ 川村幸康委員

それできのう最終的に時間を置いて、間を置いて正副で考えてこいさといって言われたことに対して、それでええのかあかんのかということと同時に、もう一個あるのは、やっぱり今、伊藤さんが言われたみたいに、附帯決議を付すか付さんかをきちっとそのときに確認をとっていなかったということもあるけれども、私はそうやで、ちょっと曖昧やなと思ったもんで、正副の案で出してくるのはおかしいよということは事務局に言ったし、それから、きちっと事務的に提出したいのなら提出したい人が、その旨きちっと出してくれ

ということも委員会で言わないかと言ったら彼は言ったし、だから、そういう意味では、出したい人はきちっと事務手続上、議会運営でまだこの手続は正式なのかどうかはわからんけれども、口頭で提出してほしいと、附帯決議を付したい人は、ということを書いて、そういう期限まで組んだのにきのうのことになったんやわな、そうやで、見解が。

だから、そこらはやっぱりきちっと、そうするとある程度完璧なものはないけれども、これがええやろうと思って委員長も運営はしつつも、やっぱりよりええものがあつたらそっちに行ってやるほうがええやろうし。やっぱりこれは直さなあかんものは直さなあかんものやろうし。それは、この場所でするのがいいのかどうなのかというのはあるけど、こういう議論を通じて次に積み上がっていくものとおもっておるで。

だから、下水道のこの案件を今委員会としてどうするかといったときに、間を置いて出してきたことの中でのあれがまああかんのやつたら、委員長不信任ということなんやでさ、それは。そういう話なんやろうし。

○ 樋口龍馬委員

締め切り云々と言われますけど、まだ委員会は規定の日程の中にあるわけで、今までの議論の中で議事の整理として、いつ幾何までにその附帯決議の案を出せという話も示されていないわけでありませう。

私自身は一度、採決の後ではありましたが、附帯決議を付したいのでただいまから作文をさせていただけないだろうかという話もさせていただく中で、議事の整理において正副委員長のほうで一度預かっていただくという運びになったと。

きのう示されたものを今、手元にあるわけですが、事務局が作文を持って来いという話があつたかどうかという、私記憶の中に、ごめんなさい、今なくて、また後ほど必要であれば確認をしたいなと思うんですが、もちろん作文をせよということであれば、本日のこの議会運営委員会の中で定められた常任委員会日程中に、私ないしが作文をしていくということは、全くもってやぶさかではないということは申し上げたいですし、私は、委員長がまずかつたという話でもないと思っているというのは先ほどから言っている来の話で、委員会全体のメンバーがそれぞれ受けなきゃいけないことだと思うんです。

しかしながら、その中で現行のルールにのっとってやった場合に、どちらが是であるのかということだけはしっかり整理をしていかないと、あしきと言うてはいけないんですけども、ちょっと違えた前例になってしまうのは委員会としての良識を問われているとい

うふうに私は考えているというところの中で、私は、現在の状態でも附帯決議を付すことは可能なのでは……。

確かに、川村委員の言われるところの採決の態度にかかわったという話もあるかもしれませんが、それは採決の、議会が否決を旨とするのか、可決を旨とするのかというのは、それぞれの議員の胸の内にあるのかもしれませんが、どのように合意形成を図っていくかという点においては、採決の態度が変わる可能性があるのであれば、附帯決議を付せないだろうかということを考えていただくというのも一つでしょうし、また、中森さんが附帯決議を付すということのセリフの中に出ている中で、じゃ、あんた、どんな附帯決議出すのやということ聞いていただいても、これもよかったのかなと思うと、これは双方に責任があるのかなというふうに自分は考えているところであります。

そんな整理の中で、委員長不信任案というのはちょっと極端なのかなと私も思わなくてもいいですけども、いずれにせよ、正道を行かないかとは思いますが。何が正道であるのかというのを議論するのは私は無駄ではないと思うし、少なくとも予備日というのも設定される中で、本日は通常の委員会日程の中でありますので、時間を過ぎているから受けつけられないというのは、私はちょっと道理には沿わないのかなというふうに感じてしまいます。

○ 川村幸康委員

時間が過ぎておるで受けつけれやんという話と違くて、流れの中で事務局が附帯決議を出したい人は出してくれという話をしておってん。出していなかったんやん。現実や、これが。現実なんや。

それで、こういう議論になってきたで今から出すということとちょっと違うんや、考え方が。だから、時間があるからええやろうということではないんや。それになったら、もうこれから何でもありやよということをおってんわけや。だから、事務局は提出してくれということをおってんわけや、あの日、2日前に。それやったらもう委員会日程の最終日に出すでええかという話の世界と違うやん。

だから、やっぱりそういう今までのやり取りの過程があってやってきたわけや。きのう一旦、ここで締めたときに正副委員長案として、ある程度、間を置いて出してきてくれさと言うた案なんや。

○ 伊藤修一委員

もう一回、私の考え方というのは、やはりこの話というのは日を切った話じゃなくて、改めて協議をする場を設けるという認識でとまっておって、その協議というのは、皆さんがそれぞれの意見や考えがお持ちやったらやっぱり発言をする、自由に発言していただいてええと思うんですわ。

その上で委員会の中で委員の発議がかかるか、まず、その協議をしている改めて別途協議する日程を持つという、そういうふうな認識でおって、今もその協議は、今現在も続いておるとい、そういうふうにしてはいるんですが。

○ 川村幸康委員

私ちょっと逆やな。限られた時間と限られた流れの中で議論はしていくし、例えば運営上でいくと、さっきも言うように、附帯決議を付すなら付すでやっぱり確認がなかったのはあったわ、もう戻らん話やもんでな。

そうすると、もうそれは見解の相違で埋まらへんもんで、それこそこのところを、そうしたらどういうふうにさばいて今回委員会としての採決を出していくかといったときに、委員長報告としてやらせてほしいという案になったんやろうと思うんやけど、それならそれはもうあかんで、もう一遍継続して附帯決議をつけるかどうかのあれにしろさという話は、逆に言うとまたもう一遍戻す話やでな。

○ 伊藤修一委員

何か、やっぱりちょっと考え方というか、取り方みたいな部分があって、私が受けたのは、委員長がやっぱり案をつくるのは、まだ委員会としての付すべきか付さないべきかということもまだ決まっていないので、そのために資料として提出させていただきますというのが記憶にあって、付すべきか付さないべきかの協議を現在も続行しておると違つかないという、そういうライン上の話でいいかわからんけれども、認識におるんやけど。

○ 川村幸康委員

そうやろう。私はどっちかという付すべきか付すべきでないかという前に、採決前に委員長がさっき言うたように、それをとるべきやっつと、付すかどうか。そこで質疑の時間をとってやるのが丁寧な運営やっつけど、そこが何となくあのときの議事運営の中で

は、折り目切り目が明確にならんとそのまま流れていったということやと思うんやわ。

○ 伊藤修一委員

今、委員長からも提案があったことについても、これは委員会の委員のメンバーとしてもやっぱり態度表明なり、意見表明はすべきやと思うの。確かに瑕疵があるとかそういう問題ではないかわからんけれども、全員がこの附帯決議に対する考え方をやっぱり表明して、それで委員長の提案に対する意見表明を協議したという場も必要やと思うんです。

だから、まだ継続中という、くどいように何回も言うけれども、そういう状況じゃないかということやと思う。

○ 川村幸康委員

だから見解の相違。

○ 中村久雄委員長

昨日からきょうにかけて、私が考えたのもその見解の相違という部分をこの委員会で埋める、合意に至るということは非常に難しいかなというところで、先ほど報告させていただいたように、委員長報告でしっかり上下水道局には担保する形、そして伊藤委員から指摘があったように、この議会運営の中で附帯決議云々の話をいろいろ協議したことを盛り込んだ上で、委員長報告を出していただいて、この議事については本会議の場でしっかりともんでいただく。

そして、議事運営のことについては、四日市市議会の一つの糧になるように、今はっきりと文言で出されたものではありませんので、その辺もどこの場か私の口から言えませんが、出すこともできませんが、どこかで協議をしていただいて、これからの四日市市議会の糧にさせていただきたいというふうな思いでございます。

私としましては、本当に今回のこの下水道条例の一部改正案については、審議を付託された都市・環境常任委員会として、今までの審議をしっかりとめて、皆さんの意見を反映して委員長報告にまとめまして、議員の皆様にも本会議の場でまたそれを判断していただくということにして、この8月定例会の委員会審議を閉じたいという思いでございます。

次、本会議もありますので、委員会は審査を付託されたという部分のことを考えたら、しっかり皆さんの意見はさまざまな角度から出していただいたというふうに私は思

っております。

以上です。

今までの議事の中で、樋口さんおっしゃるように、そういうものを含めて、しっかりと委員間討議を含めてやっていくのがいいかなとも思いますけれども、ここまで来たこの時点で、この討議をまとめるのは難しいかなというふうに考えております。

○ 中森慎二委員

納得はできないですが、委員長報告に、じゃ、この附帯決議をかける提案が出ているということについては、どう報告をしていただくんですか。

附帯決議をつけるべきではないかと、委員会での議案可決に基づいて、委員の皆さんから附帯決議は必要ないという方ももちろんみえますが、すべきではないかというようなことが委員会で提案をされたということについては、委員長報告ではどういうふうに報告していただくんですか。

○ 中村久雄委員長

どういう文章にどこまでまとめられるかはあれですけども、ここまで来た委員会運営の今まで説明させていただいたところでしっかり確認を、採決後の附帯決議に関して、たたき台になるようなものを出して時間を設ける。

そして、議論のまとめを提出した上で提案していただきたいという中で、提案が都市整備部の審査が終わった後になっても出ていなかった。

しかし、委員会の中で文言修正を議論した中で、やはり採決に至って、採決の場ではっきりとした附帯決議の提案を確認していなかったことの中で、この附帯決議をつけるつけやんという部分が委員会としてまとめきれなかったというふうなことを粛々と記すべきかなというふうに考えております。

○ 中森慎二委員

この部分でもう余り時間をかけていてもあれだと思うので、委員長報告の中に委員会での附帯決議、事務局で説明があったように、ルールの問題はないと。より委員長の進行の中で丁寧にしてもらう部分はあったというのは委員長もお認めいただいているんですからそれで。川村さんおっしゃるような意見の相違というものもあるという部分について、

お互いに譲れないところがあるということの中で、規則的には問題はないと、基本的なところでね。そこのところ、やっぱりきちっと明確にさせていただいて、最終的な委員会の中での統一的な部分にならなかったのだからそこには至らなかったというふうなことは、ぜひ記入をしていただくということをお願いしたいと思うのですが、いかがですか。

○ 中村久雄委員長

規則的なものは問題ないというのは確認できておるところで、ただ、はっきりとこの委員会の中で、附帯決議をどのタイミングで確認するかどうこうというのも書かれたものはないことも事実ですから、その辺が今回の課題となるという部分で報告の中にも書いて……。

○ 中森慎二委員

ぜひそういうふうをお願いしますわ。

○ 中村久雄委員長

はい。

○ 中森慎二委員

それで、川村さんおっしゃったように、本会議場でも附帯決議がつけれるという部分については、委員会の中でも附帯決議を付すべきという意見が多い中で、それは採決どうなるかなかりませんが、本会議場で可決に至った場合には我々が議論してきた内容について、ぜひ付するような形の提案ができないかなというふうに私は思うんです。

それが事務局手続的な話は、委員会名で提案することもできるし発議でもいいわけですから、発議という言い方っておかしいですか。

○ 中村久雄委員長

委員会ですか。

○ 田中議会事務局議事係長

事務局、田中でございます。

仮に、例えばこの委員会で附帯決議を付する場合は、ここで採決していただいて、委員長報告に盛り込んだ上で報告していくと。その委員長報告のもとに採決が行われて可決になれば、附帯決議がついたという形になります。

議員発議をする場合は、議員の方で3名以上で発議をしていただきまして、本会議最終日の1日前、つまり10月4日の正午までに出していただきまして、受けつけさせていただいて本会議で諮っていただくという流れになります。

以上でございます。

○ 中森慎二委員

言うように、委員会でということであればここで確認をする必要があるから、それが今の状況ではうまくいかないということなので、その確認はできないということですね、そうすると。だから、議員発議を本会議場でやるということですね。わかりました。

○ 中村久雄委員長

それでは、この件についてはここまでとして、8月定例会議会の議案審査に関しては終了としてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 中村久雄委員長

あと、上下水道局の皆さん、ご苦労さまでございました。ありがとうございました。

あと、いろいろ事務連絡の協議する場面があります。ちょっと10分ほど休憩させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 中村久雄委員長

再開を11時5分という形をお願いいたします。

10:54 休憩

○ 中村久雄委員長

時間となりました。

これよりはインターネット中継はなしで、いろいろ事務連絡ということを決めていきたいと思います。

8月定例会議会の議会報告会、シティ・ミーティングについてというところで、日時は、平成29年10月16日月曜日、午後6時半から8時45分まで、会場が下野地区市民センター、シティ・ミーティングのテーマは公共交通とインフラ整備というところが確認されております。

このシティ・ミーティングと議会報告会、例に倣って豊田副委員長が司会を行っていただきたいと思っておりますけれども、その点はよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 中村久雄委員長

豊田副委員長が司会を行うということで。

あと、議案説明者の役割分担、前回の6月定例会議会は私のほうでやりましたけれども、今回部局ごとについてご協議いただきたいと思います。

上下水道局所管部分、環境部所管部分、都市整備部所管部分という形で、各委員さんのほうから報告をいただきたいなというふうに考えております。

また、2月の当初予算の議案説明でも3人か4人必要ですので、1年に1回はどこかでやっていただくという形になりますけれども、もうここでやってしまおうという方は。

○ 伊藤修一委員

環境部ぐらいやったら。軽いやつで。

○ 中村久雄委員長

環境部は伊藤さんになりました。

○ 伊藤修一委員

予算はちょっと重たいで。決算くらいやったら。

○ 中村久雄委員長

よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 中村久雄委員長

環境部は伊藤修一委員です。

ほか、よろしいですか。どうぞ、やりたいところ言うていただいたら。

○ 樋口龍馬委員

これって、中森さんは監査委員ですから決算はさわれやんのですよね。

(発言する者あり)

○ 中村久雄委員長

そうやな、そうやな。そうや、そうや、そうや、そうや。

また、2月にお願いします。

○ 諸岡 覚委員

ちょっと私、今回ほとんど出てなかったの。

○ 伊藤修一委員

予算で頑張って。

○ 中村久雄委員長

そうか、そうか。それなら、樋口さんと川村さんと三木さんの中で、この報告。

○ 川村幸康委員

何の報告。

○ 中村久雄委員長

上下水道局所管部分か都市整備部所管部分の報告を、議会報告の報告部分です。

○ 川村幸康委員

俺は反対するよ。賛成者はどうですか。俺反対だからねじ曲げて言うで。

(発言する者あり)

○ 中村久雄委員長

いやいや……。

○ 川村幸康委員

余分なものがつくで。この人ら覚えときや。9億円をあんたらからとる議員やて。

○ 中村久雄委員長

そうしたら、都市整備部に行きますか。

○ 川村幸康委員

何で。

○ 中村久雄委員長

何でって。

○ 川村幸康委員

都市整備部って言うておったやん。

○ 伊藤修一委員

いや、環境部。

○ 川村幸康委員

都市整備部はええわ。道路やろう。

○ 中村久雄委員長

え。

○ 川村幸康委員

12月にするわ。

○ 中村久雄委員長

12月はないっていうの。

○ 伊藤修一委員

予算ですもの。

○ 中村久雄委員長

予算委員会。

○ 諸岡 党委員

2月定例会月議会ですよ。

○ 伊藤修一委員

じゃ、もう樋口さんか三木さんでどちらかで決めてもらえますか。

○ 中村久雄委員長

どちらかで2人で話していただけますか。

○ 伊藤修一委員

早くとったほうがいいって、早くとったほうが。

○ 中村久雄委員長

もう早く口出したほうがいいと思うよ。

○ 川村幸康委員

上下水道局でええやん。

○ 樋口龍馬委員

じゃあ。

○ 中村久雄委員長

上下水道局。

○ 樋口龍馬委員

じゃ僕、上下水道局。時間は短いでしょ。

○ 中村久雄委員長

短いです。

○ 樋口龍馬委員

3分とかそんなんですよね。

○ 中村久雄委員長

いや、3分ってことない、10分ぐらい。

○ 樋口龍馬委員

決算の全体報告があるで。

○ 中村久雄委員長

決算全体報告があるのか。

○ 伊藤修一委員

所管部分全部なんやろう。

○ 中村久雄委員長

全部の中のつか二つ選んで。

(発言する者あり)

○ 樋口龍馬委員

決算も予算もやるんですか。決算、予算、一般議案もするんですか。

(発言する者あり)

○ 伊藤修一委員

所管部分。

○ 中村久雄委員長

いやいやいや。

それでは確認します。

上下水道局所管部分は樋口龍馬委員、環境部所管部分は伊藤修一委員、都市整備部所管部分は三木 隆委員というところで、決めさせていただきたいと思います。

それでは、6時半で、30分前、6時集合というところで、よろしく願いいたします。

次に行きます。

11月定例月議会の議会報告会についてです。

皆さん、ご承知のことと思いますが、先般の各派代表者会議において、市政120周年記念のシティ・ミーティングを1月ごろに実施する方向で確認がなされています。そして、議会運営委員会において、120周年記念シティ・ミーティングの開催時期が11月定例月議

会の議会報告会と同時期となる可能性があることから、正副議長と各常任委員会委員長とで調整を行うことが確認されました。

これを受けて、先日、正副議長と各常任委員会委員長とで協議を行いましたところ、11月定例会議会の議会報告会については、通常のカンファレンスで行うのではなく、この120周年記念シティ・ミーティングで一本化してはどうかという議論になり、その方向で一致いたしましたので皆さんにご了承を願いたいと思います。

なお、具体的な実施の検討については、今後、広報広聴委員会において議論いただくことが各派代表者会議で確認されておりますので、ご承知おきください。

よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 中村久雄委員長

次です。

休会中の所管事務調査についてというところで、休会中の所管事務調査、日程を10月27日金曜日午後1時半からという提案をさせていただきたいと思いますが、皆さん、ご都合いかがでしょうか。

非常に議会日程がタイトになっていまして、なかなか日程取りが難しい段階でございます。皆さん、予定確認いただいて、よければこれで、この日をお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 中村久雄委員長

それでは、10月27日の午後1時半からと決定いたしました。

委員会冒頭でご承知いただいたとおり、休会中の所管事務調査の調査事項について皆さんからご提案がありましたら、ご発言願います。

(「正副一任」と呼ぶ者あり)

○ 中村久雄委員長

正副一任。正副一任の声を聞きました。

正副委員長案としましては、3年ほど前に行っておるんですけれども、もう昨今のゲリラ豪雨等々を考えたら、雨水排水対策についても一度確認していくことがしたいなというふうに考えております。

よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 中村久雄委員長

ということで、雨水排水対策について所管事務調査を行います。日時は10月27日午後1時半からです。

○ 川村幸康委員

27日だね。27日。

○ 中村久雄委員長

27日です。金曜日。

よろしくをお願いします。

これで、予定したものは、委員会は終了させていただきます。

もう一点、済みません、委員会とは別に、皆さんにご相談したいことがあります。

先般、議長から、例年管内視察後に実施している各常任委員会委員と理事者との意見交換会について、延期になっておりますこの事案について、延期理由となっていた事案について、議会としての対応が終結に至ったため、各委員会において必要に応じて開催に向け検討いただきたいというお話がありました。

この案件に関しては、取り扱いについてご相談したいのですが、正副委員長としては、諸般の事情を鑑み、少なくとも年内の開催は見送りたい、あるいはもうことし、今年度の開催はなくてもいいのかなというところまで考えておりますけれども、皆さんのご意向はいかがでしょうか。

(異議なし)

○ 中村久雄委員長

いいですか。

今回は、今年度に関しては、それでは、この意見交換会はなしという方向で行きます。

また改めて、また年明けてから、もし皆さんのほうで、ああ、ちょっと意見交換したほうがいいよということがありましたら、ご提案ください。

○ 諸岡 覚委員

もうそんなこと言わずに、もうなしならなしで決めておいたらいいんじゃないですか。

○ 中村久雄委員長

なしでいいですか。

○ 川村幸康委員

わからんのやけど、議長がそうやって言われたということは、キャンセルしたのが何らかの形で今年度中にはするわなという話になっているのか。

○ 中村久雄委員長

ではない。

○ 諸岡 覚委員

あくまでも委員会の裁量でやりたければ。

○ 川村幸康委員

そういうことを言ってくれたんや。わかりました。

○ 中村久雄委員長

としましたら、都市・環境常任委員会としては、今年度の意見交換会はなしということで決したいと思います。

4日間にわたりました8月定例会の常任委員会を、以上にて閉じたいと思います。

この決算常任委員会都市・環境分科会並びに議案審査に関しての委員長報告ですけれども、いろいろあると思いますけれども、ご一任いただいてよろしいでしょうか。

○ 中森慎二委員

その部分だけ。

○ 中村久雄委員長

その部分だけね。その部分を確認。その部分、ちょっと早目に出して。

○ 中森慎二委員

基本的にお任せする気持ちはありますが、お願いした以上、それだけはちょっと確認させてほしいという意味です。

○ 中村久雄委員長

はい、いいです。了解です。ありがとうございます。

それでは、これにて委員会を閉じたいと思います。どうもお疲れさまでございました。

11 : 13 閉議